

広島県告示第八百五十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成十九年八月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
矢賀三丁目二地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市		町	地 番	標 柱 番 号
広島市東区		矢賀二丁目	六五番一・六五番四地先道路敷	標柱一号
		矢賀三丁目	甲五四番	標柱二号及び三号
			七〇九番	標柱四号
			五三番	標柱五号及び六号
			七〇八番	標柱七号
			七一四番	標柱八号
			七一一番一	標柱九号
		矢賀二丁目	七九六番地先道路敷	標柱一〇号
		矢賀三丁目	七九一番	標柱一一号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
石摺地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町	大字	字	地 番	標 柱 番 号
豊田郡	大崎上島町	中野	石摺	一五六七番地先道路敷	標柱一号
				一五六九番	標柱二号
				一五七二番	標柱三号

							石摺	鼻面					
一五六八番一地先道路敷	一五七四番一	一五七一番一	一五七一番五	一五八二番地先道路敷	一五八三番一	一五八三番六	一五八七番地先道路敷	一五一一番三	一五八三番六	一五八三番五	一五七一番三	一五七一番二	一五七三番
標柱二二号	標柱二一号	標柱二〇号	標柱一八号及び一九号	標柱一七号	標柱一六号	標柱一五号	標柱一四号	標柱一二号及び一三号	標柱一一号	標柱一〇号	標柱九号	標柱六号から八号まで	標柱四号及び五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
北本庄地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成十七年八月八日広島県告示第九百三十九号で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号及び二号は同告示で指定した土地に存する標柱六号及び五号と同一とする。

福山市		郡市		町		北本庄四丁目	
				地番		標柱番号	
				一二六五番		標柱一号	
				一二番		標柱二号	
				一六番		標柱三号	
				二〇番一		標柱四号及び五号	
				一二八〇番		標柱六号	

一二七七番一・一二七八番合併	標柱七号
乙一二七三番地先道路敷	標柱八号
一二七〇番	標柱九号